

◎大規模な災害の被災地における借地

借家に関する特別措置法

(平成二五年六月二六日法律第六一号)

一、提案理由(平成二五年五月一〇日・衆議院法務委員会)

○谷垣国務大臣 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図るための借地借家に関する特別措置を定めるものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、大規模な災害により借地上の建物が滅失した場合について、借地権者による借地契約の解約を容易にする制度等を創設することとしております。

第二に、大規模な災害の被災地における暫定的な土地利用に対する需要に応えるため、存続期間を五年以下とする」とも

に、更新を認めない短期の借地権の設定を可能とする制度を創設することとしております。

第三に、政令で定める災害により建物が滅失した場合に従前の建物の賃借人がその敷地を優先的に賃借することができるものとする優先借地権制度等を定めた、罹災都市借地借家臨時処置法を廃止することとしております。

.....(略).....

以上が、これらの法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成二五年五月二三日)

(本会議の会議録が未発行のため掲載できなかった。)

三、参議院法務委員長報告(平成二五年六月一九日)

○草川昭三君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法案は、大規模な災害の被災地において、当該災害により借地上の建物が滅失した場合における借地権者の保護等を図る

ための借地借家に関する特別措置を定めようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、適用される大規模災害の範囲と指定基準、被災マンションにおいて必要な処分をすることができる多数決要件と決議に賛成しなかった権利者及び利害関係人の保護の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。